

内閣委員会議録 第二十号

昭和四十二年六月十六日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 受田 新吉君

理事 内海 英男君

理事 佐藤 文生君

理事 橋口 隆君

理事 武部 文君

理事 浜田 光人君

理事 伊藤惣助丸君

出席國務大臣

自治大臣 藤枝 泉介君

出席府政委員

總理府人事局長 増子 正宏君

自治大臣官房長 宮澤 弘君

自治省行政局長 長野 士郎君

委員外の出席者

自治大臣官房参事官 鎌田 要人君

自治大臣官房参事官 志村 静男君

自治省行政局長 森 清君

事務課長 森 清君

専門員 茨木 純一君

六月十五日

金沢郵政監察局存置に関する請願(坂田英一君紹介)(第一二八六号)

同外三件(武部文君紹介)(第一三三七号)

同外一件(武部文君紹介)(第一四二七号)

元満鉄職員であつた公務員等の恩給等通算に関する請願(下平正一君紹介)(第一四二五号)

旧軍人恩給に関する請願(山手満男君紹介)(第一四二六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

○關谷委員長 これより会議を開きます。

自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

前会に引き続き質疑を許します。大出俊君。

○大出委員 きのうの質問の一つの問題の締めくくりなんですが……と申しますのは、登録、非登録の問題で、きのう森さんのほうから、何かどうも非登録というのの恩恵的に、交渉したいというならよく確かめてから応じてやってもいいんだという意味のお話なんだけれども、それが実は末端に行きますと、わけのわからぬ——わけのわからぬという言いぐさはないが、そういうことに類する状態で、市町村段階に行きますと、登録されてないものはそんなものはないんだということ、交渉権ゼロ、こういう認識で、それをまた別なほうの自治省、と言つては語弊がありますけれども、そういう指導をされている講演あるいは文書なんかがありまして、それがとにかく三千からあるたぐさんの団体ですから、ずいぶん私どもの耳に入る。そこで、本来これは公務員制度審議会が議論して結論を出すべきものであった。その意味で、ドライヤー報告を引用するわけなんですけれども、ここであつては、政府当局のほうに、登記、非登録の問題について、差異のあることを強調しております。にもかかわらず、ドライヤーのいっておられますことは、二千二百二十二項

というところで、政府側にいろいろな弁明があつたけれども、登録団体、非登録団体の間に交渉権についての基本的な差別がある。つまり今日の改正法律、これは交渉権について明らかに基本的な差別を設けているんだ、こういうふうに言い切つた指摘をしておるわけです。だから、これは公務員制度審議会なんかでも、当然明らかにしなければいけない筋合いです。したがつて、昨日のそのお話は、八十七号条約というものを批准した日本なんです。事前認可という項目については、厳密に解釈をしていかなければいけない。事前認可については、ILOの専門家会議でも、あるいは結社の自由委員会でも、あるいはドライヤー報告でも、すべて基本的に差別があつてはいけないんだというのをいっているわけですね。ところが、日本の改正法というものは、基本的な差別があるというのを再度ドライヤー報告で指摘をしておるわけです。このあたりは十分お考えいただきたい。昨日申し上げた法人格取得という問題について、八十七号条約に明確にあるんですから、そのところも踏まえていただきたい、そういう意味の指導をしていただきたい、これはお願いを申し上げておく次第でございます。

それから、専従の問題で、昨日、私、許可することについての自由裁量権的なものがあるということについて、大きな指摘がございますから——もちろん問題は運用を誤らなければいいわけですが、そこで、実はひつかかつて恐縮なんですけれども、公務員部というものの——現在の公務員課というものの指導が、私ども公平な意味の第三者から見ると、とにかくなるほどと思われるように行なわれていけば、あるいは公務員部をつくつても、これまた運用の問題だということになる。だけれども、今日までの運用のあり方が、どうも少し極端に走り過ぎている、実は私はこう考えるわ

けです。たとえば、私がきのう取り上げました昭和四十一年十一月十七日の札幌における森公務員課長さんの北海道発言なるものは、どう考えても実は理解に苦しむところがある。簡単に読み上げますが、まあ、昨年の一〇・二一ストライキというものは、賃金を上げたがためにやつた。これにはいろいろ批判があることはもちろん承知している。そのよしあしをここで問題にしておるわけではない。ところが、法律に違反したストライキだということ、森さんが北海道に行かれて、この行為を行なつた職員については、法の規定するところにより、厳正な処分を行なえ。これはいいと思ひますが、ところが、自治体なんです。自治権がある。あなたのほうには処分権はない。ひとつこれだけははっきりしておきたい。ところが、処分を行なわない当局があれば、その当局は当事者能力がないものと認める、と言ひ切る。そうなることは別で、自治権なんかどつかへ吹っ飛んでしまふ。任命権者と処分権者というものと、あなたの方の立場というものは、明確にあるわけなんです。直接あなたが現場を認定しているわけはない。当事者能力がないものだということになる。と、それじゃ現在、あなたの方の各種の指導からいくと、自治体にだけだけの当事者能力があるのか、逆にこう聞きたくなるわけです。だから、こういう言い方というものは、やはり問題がある。さらに自治省は、自治省が持っているあらゆる権能を使って、当局に処分させるようにする。その中には、処分をしないところには、特別交付金の減額措置もある。こうなると、処分するしないという問題と特別交付金の減額措置は、どういふ関係があるんですか。そんなことで特別交付金がお手盛りでふえたり減つたりしては、えらいことになつてしまふ。それこそ基本的な問題——私がいま言ったようなつもりで言ったのではないと思ひ

事は、職權も多くございまして、またいわれる人事当局といわれる、あるいは任命権者といわれる當局が、非常に数が多いわけでございしますので、いろいろその間に複雑な関係があるわけでございします。そういうものについて次第に体系化していかくものは体系化していく、合理化していくのはくまなく合理化していきまして、いままで問題が山積したままに放置されておりますもの、専門家のスタッフを強化することによって解決をし、軌道に乗せていきたい、こういうことも公務員部設置の大きな眼目であるわけであります。御了承をいたしたいと思ひます。

○大出委員　もう一つだけいまの問題からんで申し上げておきますが、地方公務員数が二百三十万人になった、非常にふえたのだということが、皆さん方の一つの理由になっております。確かにこれも一つの理由にはなると私も思います。思いますが、ところがこの中で御指摘上げておかなければいかぬのは、警察職員については、これは大臣がよく御存じのとおり、警察法施行令別表で定数人員がきめられておりますね。したがって、その意味で自治省ということに相ならぬ筋合いで、さう思うわけであります。それからもう一つ、教職員の定数ですね。これも標準定数の施行令がありまして、これできまっておりますね。さういたしますと、たとえばこの警察にしても、第一次増員計画から、四十一年には第三次増員計画ができておるようですね。四十三年までに四万三千四百八十人が増員される、こういう計画ですね。さういうふうな点等からいきますと、二百三十万人になったからといって、必ずしもそれがほんとうの意味の理由になるかどうかという点、疑問があります。それから地方財政計画の増員状況、きょう資料持ってまいりませんが、昨日ここに山ほど積んでありました中にございましたが、あれによりますと、全体で十万人の増員なんです。ところが警察、教育で八割を占めておるわけですね。八〇％警察、教育。間違ひございません。したがって、一般職の方々は二万足らずというこ

とになりすね。そういうことになりすね、現
行でお忙しなのは私ばかりです。どこの省で
もひまなところがあるはずはないので、ひまなと
ころは、行管というものがあつてスクラップにし
てしまふ、こういうことになるのですから、なら
ないほうがおかしい。そうなりますと、現在は
四十二人、これが今度は五十二人になるわけだ
ね。森さん、間違ひありませんからいいようぶ
です。そういう数字なんです。というわけにな
りますと、どうもだか多い、こう言うわけでは
ありませんけれども、先ほど私が幾つか申し述べ
た、あるいは昨日申し述べたようなことで、十人
もそういうところに出かけていって、森さんに輪
をかけたようなことを言う人がふえては、一事件
起こるわいという気がするわけです。したがつて、
これは再三申し上げておるように、運用さえ
よければいいのだけれども、そう思えないので、
そこを、言うだけのことは申し上げてお
かぬと、あとになってどうもこんなことがあつた
というときに、あのとき言ったじゃないか、こう
いうことになっていないとまずい。したがつて、
いま申し上げているわけなんです。それからさつ
き私がいろいろ申し上げたのと関連をいたすので
ありますけれども、全体的に見て、最近の自治省
の行き方というものは、どうも自治体に対して相
当きびしく強い。ところが、自治体のほうは、聞
いてみると言い分が山ほどあるのだけれども、へ
たなことを言う、今度は金のほうでさいふの口
を締められるということになると、これまたどう
にもならぬ、こういう相関関係でしかたがないと
いう形になっていくのです。しかし、それで
は、地方自治体というものの本旨を考えた場合
に、憲法の八章に地方自治の本旨にのっとると書
いてあります。その本旨にのっとるといふ文句の
解釈はいろいろあります。ありますけれども、少
なくとも新しい憲法がそれを規定している限り
は、もう一べんひとつそこに視点を置き直して御
検討いただかないと、同じことをやるのでも、や
はりこれは自治体と自治省の関係ですから、うま

くいかな。こう私は気がつく点がたくさんあ
る。御指摘を申し上げたいのですけれども、時間
がありません。したがつて、そのところを一つ
申し上げて、大臣からひとつ御答弁をいただきた
いと思うのです。

○藤枝国務大臣　まず第一に、地方の財政につき
ましては、地方財政法その他幾多の法律その他が
ありまして、それに従つてやるわけでありまし
て、自治省がつかみで金をやるというやうな問題
じゃございません。したがつて、金の面でい
じめられるから遠慮するのだというやうなことは、
地方公共団体があまりそう感じるのはいかぬ
ことだと私は思います。

それから、地方公務員制度のいろいろな運用に
あたりまして、自治省として助言あるいは援助を
する、その際におけるいろいろな態度でございま
すが、これは先ほど局長も言いましたように、受
け取る側の受け取り方もあるかと思ひます。し
かし、いづれにしても新しい地方公務員法ができ
まして、しかも八十七号条約を批准をし、新しい
公務員の労使の関係が改善されていく段階でござ
います。そういう意味で八十七号条約を正しく解
釈し、あるいはまた地方公務員法その他の法令を
正しく解釈しつゝ、そういう中で近代的な労使関
係を確立していくということが、本旨でなければ
ならぬことは申すまでもございせん。その中に
は、さらに法律的にも検討を要すべきものがある
うと思ひまして、昨日、公務員制度審議会の再開
について非常な御熱意をいただいたのですが、私
もほんとうにそう思ひます。公務員制度審議会が
早く開かれて、いろいろな基本的な問題について
審議をされ、それがいろいろな結果をもたらす
ということが、最も好ましい形だと私も確信をいた
しておるわけでございます。いづれにしても、そ
うしたILO八十七号条約、改正地方公務員法その
他、あるいはお示しになったドライヤー報告、そ
ういうものをいろいろうしろにいたしまして、そ
うして地方公務員制度の近代的な労使関係の樹

立、そういうことを目ざして今後やってまいり
たいと考えます。

○大出委員　いまのお話で、私もその点は了解を
いたします。これは労使関係を含みますので、い
ろいろなトラブルが起こるということは、事務能
率にも影響がありますから、ぜひそうしたいと思
うわけでございます。

そこで、いま、この改正国内法が施行されまし
てから、各所にいろいろなことが起こつておりま
す。交渉の手續、予備交渉の問題から始まりまし
て、いろいろな問題があります。したがつて、時
間の短縮の意味で問題点をずつと簡単にあげまし
て、一括御答弁をいただくなりして、この問題を
ひとつつけはじめをつきたいと思ひます。

そこで、まず第一の問題点は、団体交渉権とい
うものに対する管理運営事項という問題です。こ
れは最近では実にこの管理運営事項と称するもの
がふ過ぎまして、そこらじゅう管理運営事項のは
らんなんです。言うならば、したがつて、末端の
職場において、当事者能力はすべてないといつて
もいい状態ですね。だから、ある職場は、これは
まあ一つの極端な例ではありますけれども、三人
で話している、これは無届け集会だから解散し
ろと言つた。冗談じゃないと言つた。だめだ
というので、しょうがないから話をやめた。休憩
時間ならよろうと思つていゝと、休憩時間でも、
この庁舎は管理権があるのだから出ていって
くれ。(そんなばかなことはない。ほんとだ。許可
理由をあげてどういふことで集まつたか、許可を
受けたか、受けてなければ、すぐやめてくれ。こ
ういふことになるのです。だから、しょうがな
いから、裏が川の土手だからというので川の土手
に集まつたら、この川の土手は国有財産だからだ
めだと言つて飛ばされた。これは事実なんです。
よ。ほんとにこういふのがあつた。これは極端に
労使が対立しているところですが、これはある大
臣がよく知つておられますけれども、私直接話した
のであります。その管理者の方もまたしゃくし

定本で、もつた通達を解釈すればこんなだと
言つてがんと聞かぬ。こういうことにな
る。だから、通達をお出しになるにしても、考え
ておやりにならぬと、とんでもないことになる。
とにかく五十年くらいおくれられている方が、末端
にいけますと管理者ですからね。組合のほうは
五、六十年進んでいけば、これはえらいことにな
るから、そういう点はお考え願ひたい。これにつ
いてはドライヤーも指摘しております。基本的に
勤務条件に関する問題であることも、これは同様
に明確だ。つまり管理運営事項といわれるもの
の中で、第一義的に考えられると、勤務条件、雇用条件に
その問題はかわりがある。こういう問題が明確
な場合、しかし、管理運営と雇用条件の両方に影
響する問題が多々ある。このことを相互認識をし
なければこの問題の解決はできないのだというこ
とを、ドライヤーミッシェンの二千二百二十九項
に明らかにしております。したがつて、これはや
はりドライヤーに指摘されるまでもなく、考えな
ければならぬ問題だということになると思ひま
す。それからドライヤー委員会は、管理運営とい
うことばの厳密な範囲をこまかく規定づけること
は不可能だという意見に賛成している。賛成はし
ていますけれども、今後行なわれる討議の中で、
実際上どこにその両者の境界線を引くべきである
かについて、「よりよき了解に達するよう努力す
べきである」といふので、二千二百三十
十項で勧告をしております。したがつて、この点
は、管理運営事項と勤務条件との間の境界線、こ
のことはやはりどこかで論議をしなければなら
ぬ問題だ。皆さんのほうは、だんだん労働組合
のほうもしつかりしてくると、管理運営事項の分
野を広げよう、広げようとする。組合のほうは、
勤務条件に關係があるのだから、押し返そうとす
る。こういうトラブルが至るところにある。だか
ら、それがひとつ運用を間違ふと、えらいことにな
る。これはそのところの指摘事項ですね。皆
さんがいま全国に指示されてやつておられること
の中にいっぱい出てきておりますから、そういう

えをいただきたい。

それから、昨日私が申し上げました地方公営企業労働関係法適用の小組合ですね。これは法改正等が行なわれて、混合組合ができるようになっております。その例は昨日申し上げたのですけれども、的確な解釈が労働省、自治省ともにないと私は考えている。したがって、中労委にまで上がってきておりますけれども、その結果を見ると同時に、あわせてやはりこの問題については御検討いただきたいませんと、本人は単純労働なのですから、明らかに不利益な取り扱いを受けているわけですから、その限りでは労組法の七条の該当範囲なのですけれども、組織構成という問題とからんで、それがそういう理由でまた却下されておりますから、そういう点で御検討いただきたい、こう思うわけです。

それからもう一つここで問題は、地方公営企業関係の組合についての当事者能力という点について、これは御質問申し上げたいわけなのであります。地方公営企業関係の労働者は、地方労働委員会というものがとにかくございます。ここに持ち出して裁定権つまり裁定を受ける権利があります。ところが、この法律が施行されましたのは一九五二年、本年六七年でありますから、ずいぶん長たちました。ところが、この一九五二年に地公労法を適用以来今日まで、仲裁案件ということで仲裁が出ましたのは、十六件しかないのです。これは中央の公労委をながめてみればわかりのように、賃金だって数々の仲裁裁定が出ている。今回も出ました。そのほか諸条件、労働条件その他についてもたくさん仲裁事案が出ております。山のようにある。ところが、全国にこれだけたくさん地域別にこまかい組合が存在をしているにもかかわらず、何と一九五二年のこの法律施行以来十六件しか仲裁事案がない。ということ、そこに持っていきようがないのですね。そうすると、これは当事者能力があるのかないのかと

「下位の水準にあるのが通常である。そのため一九五二年以来の地公労法適用労働者全体が受けとった仲裁裁定の総数が、わずかに一六件という結果になってあらわれ、また協約によって労働条

ね、この矛盾は。そうすると、今日いろいろな賃金その他の問題をめぐって、公営企業関係、軌道業なんかの関係でいろいろ残っております。しかし、これは組合の側にしてみれば、いまここで指

「これらを検討するにやぶさかなつもりは一つもございません。大いに再検討することはいいと思いますが、同時にまた、この場所におきましての問題は、やはりここからここまで、どの泉を越え

大いにかかわっている問題だろうと思います。来の慣行をあまりこわすようなことになっはいかぬじやないかという問題がありますが、かみゆゑ、生糸の慣行が、生糸の可

ものは非常に狭められており、あなたのおっしゃる通りに、てっぺんまで持ち込めるのだという意識がないと言われるが、みなある。あるのだけれども、持っていたって押えられてしまふ、自治省というものがあつたら、こういうところに、やせない。市長強自で片づける、自治省がめんどうがある、問題の焦点は、そこをやはりお考えをいただかないと、公営企業法を改正したのだからという点で、負担区分も明確でございまして、五百五十一億というところで、こつとふやしましたんで、そういう調子でやっていますと、これは三十六年かすつと私も調べてみたけれども、あの負担区分を明確にしてやつたというところは、繰り出し金を減らしたというところで、簡単に言う。そういうことでおやりになると、これは自治体がたまったものではない。だから、そこらのは、やはり労働関係のほうから私にものを言っておるわけです。だから、その権利が、現在労働関係の間には対等な立場にある中における法規、制度の中で与えられておる労働者の権利が、とんでもないところで押えられるという形は正しくない、こう私は考えておりますから、その点を実は当事者能力の問題ということでひとつ提起をしておかないと、なまで財政の問題に入っていきますと、鎌田さんみたいに大蔵省相手に大みえを切つておる方もおられるから、なかなか話がしにくい。だから、私はここだけは指摘をしておきたい、こういうことなんです。

最後に、自治労という組合を——皆さんたくさんおられるわけですが、これは行政局長さん、先ほどしきりに組合の末端のほうに行くと、とんでもない違法なことも見過ごされているとおっしゃつたけれども、そんなことを言つたって、私は、これは自治労の方々——こういうことを言うのは妙な話だけれども、自治労の皆さんなんというの、労働組合的に考えてみれば、あんなもの

はたいしたものじゃないですよ。そういう意味では、ばくはお立ちのときからずいぶん組織をつくられるときにお手伝ひしたから、よく知つていゝ。課長さんが先に立つて組合をつくらうやというところでつづつた。戦わんとしようときに、課長さんがやめようというところでやめてしまふ。これは、占部秀男さんは参議院でやっていますが、全国でただ一人、七十万の自治労の労働者を擁護しながら、落つこつちやつた。そうでしょう。そういうことなんです。それから幾度遷してきておりまして、みな理解されて、意識もふえてきて、相当強力になつたといひながらも、世の中の幾多の組合をながめてみれば、皆さんが大騒ぎするようないへんなことになつちやいないはずですよ。それで、だから、あんなのは法的に法的にというやうなことで、一番右に寄つた見解で、これでなければというのであまり締める、かえつて妙なことがでさう上がる。ぎくしゃくさせているのは皆さんのほうなんです。そのところを弾力性を持たせろ、持たせろということ、ドレイヤーが言つておるわけですから、海の向こうから。だから、そういう雰囲気であつたいて、こまかくこまかく——時間を節約しようと思つてこまかくこまかく、意のあるところをおくみ取りたいで、全日本自治団体労働組合のほうにも入つておるはずでありますから、皆さんのほうにも入つておるはずであります。地方自治体の住民の方々にマイナスになることは、いづれにしてもお互ひに避けなければいかぬわけですから、そういう意味で御努力をいただきたい、こう思つておるわけです。

それからストライキ権の問題で一つだけ……一〇・二二なんというところもございましたから、ドレイヤーが申しておられるのは、審問をジュネーブでやりましたときに、各省の代表の方に聞いています。国鉄と私鉄の輸送量の高低はどのくらいになっていますか、国鉄が二割くらいでしよう、じゃ八割は私鉄ですか、というやうなこ

とで、そうすると、二割しかやつていないところのほうにストライキ権がなくて、八割やつていゝところにストライキ権があるのはどういふことだ、いや、とんでもない遠い地域にございまして、都心に乗り入れている私鉄のほうはどうなんだ、というやうな議論をずっとやつていゝわけなんです。その結果、どうもおかしいんじゃないか。郵便局なんかにしたつて、赤い自動車というの、ストライキ権を持つておる。日本郵便通達株式会社、この労働組合は、労働法の適用を受けてストライキ権がある。それがストライキをやれば、世の中の郵便は全部とまつてしまふ。そこにストライキ権があつて、郵便配達してゐるほうにストライキ権がないというの、どういふことだというやうなことが、ずっと一々論議されていゝ。その結果、地方公営企業についても、六人雇つておる村の水道事業から始まつて、いろいろな論議がされた。そこで、論議を尽くした結果として、「すべての公共企業及び国有事業並びに地方公営企業の活動が等しく重要であるといふことは、認めることができる。比較的重要でないものにおいては、公共の利益は、すべてストライキが等しく禁止されることを要求してゐない。こまかくこまかく二百三十六——くそもも一緒になんか公営企業だからといふことでストライキを禁じてしまつたといふのは、どういふことなんだ、そんなことを公共の利益といふものは要求してゐないのだといふことを言つておるわけですね。これは、したがつてドレイヤー委員会等では、論議をしなさい、こまかくこまかくいゝ。そうすると、一〇・二二をめぐつていゝ。その前に、公営員法制全体の立場から見ても、基本的な問題から始まつてどうすべきなのか。特に法務省の刑事局長さんは、ジュネーブのこの審問に出かけていゝ、日本の労働者といふものは全部ストライキ権があるのですか、公務員はストライキ権がありませんかという質問に答えていゝわけですよ。憲法二十八条といふものがございまして、すべてひとしくストライキ権が基本的にござ

います、こまかくこまかくいゝ。ただし、十五条といふものもありまして制限を受けております、こまかくこまかくいゝ。だから、そういう点では十五条方式によるグループと二十八条方式によるグループがあるといふ分け方を、かつて法務省刑事局その他が中心にやつてまいりました。ある種の法曹界の分野でも、そういう考え方がやつてきました。ところが、ILOの問題が提起されてから、十五条グループといふものがなくなつた。労働関係といふ形に、賃金をもらつていゝという限りはすべて労働者である、二十八条なんだといふふうには日本政府も割り切つたわけですよ。ただ、しかし十五条といふものである種の制限なり禁止なりといふものが、制限が強まつた禁止が、基本的にはある、こまかくこまかくいゝ。すると、そこらのところをやはり改めて筋道を全部立てませんと、労働関係といふものはかえつて混乱をする、こまかくこまかくいゝ。それらのことも含めて、大臣、どうか先ほどお話しがございましたが、これは総務長官だけにまかせておいたのではいけないことだ、公務員制度審議会といふものはどうしてこれを再開させなければならぬ、そのために私も努力するつもりでおります、幸い大臣の傘下にある自治労の皆さんのほうは、その意味では他と違つて、相当積極的な公務員制度審議会を開けようといふ方々ですから、どうかひとつそういう意味で御努力をいただきたいと思ひます。基本的な問題ですから、大臣からひとつ……。

○藤枝国務大臣 まあILO結社の自由委員会その他ドレイヤー報告、その外国のいろいろな労働関係から、日本の労働関係といふものを見るときに疑問を起さるる点は、幾つかあると思ひます。ただ、また一面において、日本の、ことに公共関係の労働者のいろいろな法制といふものが、日本の、公共関係の公務員の成り立ちからきておるところもあると思ひます。もう一つは、これは私の所管外ではありますが、たとえば国家公務員においても、一休現在のようにあつていゝ単純労働

働者まで国家公務員としていいのかどうか、そういう問題もあると思います。したがって、その方向としては、ILO八十七号条約あるいはドライヤー報告等を中心にして検討をいたす必要があると思うわけでございます。しかし、また一面において日本の労働運動の成り立ちというものの現実の問題としては考えていかなければならないので、現在の労働法ができておると思いますが、これらはお互いに、労使ともに、あるいは政府も一緒になってよく慣行に向かうように努力をいたしていく必要があると思います。その意味でも、最後にお述べになりました公務員制度審議会などというものは、実は早く開くように私は非常に希望をいたしておるわけでございます。いま御指摘のように、自治労の諸君はそれについては非常に積極的であつて、私と意見を同じゅうしておるので、非常にありがたく思つておるわけですが、今後とも努力してまいりたいと思つております。

○大出委員 よくわかりました。それでひとつ正確を欠く発言があつたかもしれませんが、間違つておれば、訂正を願ひたのですが、速記のほうは。

つまりドライヤーが証人喚問した中の国鉄と私鉄の輸送量の比較がここに載つておりますが、国鉄側証人は、国鉄、私鉄、民間輸送事業が輸送量ではひとしいことを認めた組合側の主張、これは運輸省運輸統計要覧、これによつております。国鉄と陸海空の民間比は次のようになってゐる、輸送人員で、国鉄は全輸送の二〇％、私鉄が四〇％、私バスが四〇％、したがって、私鉄、私バスで八割、こういうふうになる。また、荷物輸送は全体の一〇％に及ばない、こういうふうになつておるわけでありまして、その点だけ再度申し上げまして、その点がドライヤーのほうの判断の資料になつておりますから、そういうふうに申し上げておきます。

ところで次に、地方財政という問題で少し承りたいわけですが、かくのごとく、どうも当

事者能力がだんだん狭まつてゐると私は判断するわけでございまして、そこで一般会計からの繰り出し、あるいはまた片一方からいへば繰り入れ等の問題をながめていきますと、これは昭和三十六年が四百十五億、これは「地方財政の状況と問題点」という自治省の文書があります。これによりますと、三十六年から三十七年と当つてまいりますと、四百十五億が三十六年の決算額です、これはそれから三十七年が四百八十七億、三十八年が五百八十億、こうなつておりますね。それから三十九年は六百十二億、四十年は七百六億、四十一年は八百億、こうなつてまいりますと、四十一年は八百億をこえることは間違いない、こういう推定ができるわけですね。四十年までは実数であります、決算額、ということになつておりますのに、本年の繰り出しの面から見ますと、五百五十一億、こういうことになるのではないかと思つてあります。そうすると、これは一般的な判断からいって、八百億をこえることになるはずであつた。それがどうも、決算額ではございせんが、五百五十一億という額、しかもこれは二月八日、負担区分その他をめぐつての政令が出ておりますね。この政令等も、きのうこへ持つてまいりましたが、当たつてみまして、それなりの理由はございまして、ございまして、しかし、これはどうも旧来出されていた分をこの負担区分に乘せてしまつた、こう理解をしなければならぬと思つてあります、そういうふうな理解をしていいんですか。

○鎌田説明員 地方財政計画、一般会計から企業会計への繰り出しをばいいておりますのは、これは従来とも先般の地方公営企業法施行令の一部改正におきまして負担区分を明確にしたわけでありまして、その考え方と基調を同じくしたもので、ついで、支出の繰り出しを計画に算定してきた、こういう経過でございます。したがって、ただいま手元にございまして、四十一年度の地方財政計画で繰り出しを見込みました額が四百二

十三億、今年度が、ただいまの御指摘のような政令の改正もございまして五百五十一億、百二十八億の増加、こういうことに相なつておるわけでございまして。現実の決算のほうにおきましては、そういうもののほかに、御案内のとおり、従来の地方公営企業法あるいは先般改正いたしました地方公営企業法におきまして、一般会計からの補助というものは認められておるわけでございまして、その一般会計からの補助というものにつきまして、たとえば経営の資金繰りを緩和するために一般会計から繰り出しをする、こういったようなものでございまして、そういうものは財政計画の性格上、繰り出し金としては計上しない、その間の食い違いがあるわけでございまして。

○大出委員 これでございますと、前年度対比百二十八億ですね。そうしますと、一般行政費の中、それから投資的経費の中、出資金に該当する分は投資的経費に入る。たとえば水道事業に対しての繰り出し金、それから病院事業に対する看護婦さんの養成所などなど。水道は十五億六千二百万、看護婦さんのほうは一億四千万、こんなふうなことになるわけですね。しかし、いづれにしても、四十年ですか、これでいきますと、公営企業会計法適用、非適用、こうありますね。それから準公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、公益質屋事業会計、農業共済事業会計、こう大体分かれておりますね。そうすると、このこと自体がはづれてゐるわけじゃないんですか。そのところをちょっと聞きたいんですが。

○鎌田説明員 そのとおりでございます。○大出委員 それではこまかいことは省略をいたします。私がここで承りたいのは、大臣のおられるところで聞いておきたいのです。というのは、一般論として公営企業、軌道事業を含む、この場合に、再建計画を例の企業法の改正以降、四十年の三月を起点にいたしまして自治大臣の承認を受けてという形で、議会の承認ももちろん受けておりますが、進んでおりますね。その中で、再建計

画の面では、つまりベース改定等が入れられていない、こういうことになつていた場合に、それはあくまでもその企業の責任でと、こういう意味になると思ふ、いみじくもまた昨日のように七〇を下回らない、昨晩の新聞にたくさん載つておりましたが、そういうことになつてしまつたのです、ということになると、物価その他がどのくらい上がりますか。政府のやることだから、おむね相当上がっちゃうんだらうというふうな思ふばとにかゝる、そうでなくて三〇に押えるなどということになると、ほんとうに政府がそうやってることならば、七〇引き上げは出てこない。政府のおっしゃるとおり三〇に押えるということになるとすると、五〇以上の変動がなければ勧告しないのだから、上がらないということになる。政府のおっしゃることを信用するとすれば、再建計画十四年間にかりにしてみても、ベース改定財源は要らない。ところが、政府のおっしゃつていたとおりにならないで、物価が上がるやうになると、ベース改定が現実としては必要になつてしまふ。そうすると、これは大臣に承りたいのですが、それは再建計画上ないものだから、上げてはいけな、タコが自分の足を食うやうに、人減らせ、首切れ、何かしろ、こういうことになるのですか。

○藤枝国務大臣 再建計画中の地方公営企業の職員の給与でございますが、再建計画の中に、ベースアップの分は含まれていないというやうな場合におきましては、一般的にいって企業努力の中で生み出されるべきもの、そういうふうな考えます。○大出委員 その場合に、再建計画の変更という項がございまして、前項に準ずるといふ形で法律規定ができております。それからもう一つは、異常な天変地異があつた場合、こうなつておりますね。いづれにせよ、再建計画の変更といふことはあつてしかるべきだ。そうすると、それらの問題とからんで、いまおっしゃるやうに、企業努力を一生懸命やつてみたがどうにもならない客観情勢にある。これは企業当事者も努力をした、それか

ら従業員の間も努力をした。しかし、料金の値上げは限度である。交通その他でもって、どうしても走る車口当たりの速力が落ちる、いろいろな事情がありましよう。しかも物価が山ほど上がった。賃金引き上げ勧告が出た。努力をしてもどうにもならない。この場合は、もう給料は上げるな、そういうことになりましよう。

○藤枝国務大臣 一般論としては、その企業努力で生み出すべきもので、どう努力しても生み出せないというなら、やむを得ないと思います。ただ、その内容がどうなるのか、これはその場合によって考えなければならぬことだと思ひます。

○大出委員 その場合、私は原則をひとつはつきりさしていただきたい。というのは、たとえばいまのダイヤをどう変えるにしても、これこそ明確な団体交渉事項です。人が減ったりあるいは勤務条件が全く変わっちゃったりする。これは団体交渉をやらざるを得ない。団体交渉となると、対等の原則でやるわけですね。そうすると、企業者が幾ら考えてみても、そのとおりいかない。たとえば国鉄労働組合と国鉄公社がやるような場合を考えたときおわかりなうで、山手全線とまうてしまふという大騒ぎになると片づくでしう。これは諸外国の例を見たら、その面ではある程度力関係ということがありますから、そうなる無理押しができない。こういう問題が出てくる。そういう一つのカテゴリを考えた場合に、これは何かの解決策をそこで考えなければならぬ。その場合の原則というのは、やはり地域住民の諸君に迷惑をかけない、ここが一つの原則だと私は思ひます。それは何としても上げたいというので、一時間待っても電車がこないというのをしたのでは、これは現に電車が走っているから、人が待つておるわけですね。それに乗りおくれた、一時間待つていうことになったら、とても通勤ができない。そうなる、幾らそこそこを變更したくても、限度があります。そのことを逆に交渉の相手方の組合の側から、企業者に対して、こう

いうことになって市民サービスが極端に低下するんだが、一体どうするのだと言われたときに、公選市長たる者、市民サービスは幾ら低下してもかまわぬ、再建計画を出してやるんだから、それは言えない。そうすると、そのところは、市民サービスを下下しないようにさせなければならぬという答えにならざるを得ない。そうすると、ここに一つの限界が出てくる。そうすると、一般会計から五百五十億、こうおっしゃるのだけれども、そういう限度までいくと、何らかの形のことを考えなければ、あるいは再建計画の變更ということをお考えなければ——そこまで言わぬにしても、市民サービスは低下させないんだという原則を立てないことには、問題は片づかない、団体交渉というものを背景にしておりますから、それがいけないとなるとすれば、これは団交の否認です。だから、その原理原則というものについてどうお考えかというのを、ひとつ詰めてお聞きをしたい。

○藤枝国務大臣 お話のように、その結果が市民のサービスに対して非常な低下になるようなことは、これは長たるもの、あるいは管理者たるもの、やり得ないだろうと私も考えます。ただ、市民サービスがどれだけ下がるか、程度の問題にもよろうと思ひます。その辺には限界があるうかと存じます。

○大出委員 その限界がある場合に、それで計算をしてみたら、承認を得ている財政計画、再建計画に基づいて当たってみたら、企業会計としてはそれを埋めていくための財源はない、料金値上げも限界である、議会にはかろうとして認めない、こうなつた場合に、その企業会計には金がない、ないから再建計画を立てた、そういうことになる。つまりサービスが低下する。これ以上低下は求められない、こうなると——これはワクをきめておられるのはわかります。私も二月八日の政令を見ておりますから、負担区分はわかります。中身も、いま私が例に申し上げたとおり、数字を

申し上げたとおり。そうすると、明らかにどこからも出しようがない。そうだとすれば——この企業法改正以前の状態というのは、さつき私が申し上げたように、法律で幾ら幾ら繰り入れちゃいかぬとか、いけるとかというものはない。そうすると、そこに返つて処理をせざるを得なくなる。なるべくそうしたくない。したくないが、その限度においてやらざるを得なくなる場合がある。こう考えざるを得ないのですけれども、それも確かに再建計画の變更にはなりましよう。なりましようが、しかし、一般的にそう考えざるを得ない場合がある、そういうことなんだから、詰めていつて恐縮なだけだとも……

○藤枝国務大臣 一方、労働関係からいへば、そういうことにならうと思ひます。ただ、それじゃその分を市民の税金で埋めていいのかどうかという点の配慮も、これは市民のサービスという点で長たるものは考えていかなければならぬ。その辺の調整をどうするかという問題に、現実にはなるのじゃないかと思ひます。

○大出委員 その場合、これまた一般論ですが、七割の勧告をたとえば人事院がやつた。そうすると、世の中の公務員と名がつくものは七割上がつた。地方公務員は、おおむねこれに準じた人事委員会の勧告が出て上がつた。ところが、半年なら半年にわたつて公営企業関係だけは上がらない。そのことが新聞に出る。そうすると、世の中の方々は、半年にわたつて公営企業の諸君というのは、ほか全部上がっているんだから、給与改定ができなくちゃ気の毒じゃないか、一月や二月月なら、皆さんがしきりに高い高いと言つてから高いのかもしらぬと思ひつておりました、それが三月、半年となると、お互い女房、子供をかかえているんだから、そうすると、市民一般の感情というものは、町でしゃべつてみても、気の毒じゃないか、こうなる。そうすると、その辺のところ

で、市民の税金で埋めていいかどうかの判断は、公選されている市長が責任を持つてきめるべきです。そうでしょう。自治体の長というのは、選挙で公選されているでしう。そうすると、自治体の長の頭にある判断というのは、全体の意思によつて市長になつてゐるのですから、あるいは知事になつてゐるのですから、そうだとすると、そこでものを判断し、かつ議会がある。議会と市長と、そういう総体的な関係で市民のおおのの考え方を判断してきめるわけですね。その権限は、市長と議会にあると私は思ひます。そのことを、そういう順序を過つて努力を尽くし、再建計画も出し、検討も加へ、その範囲でやる努力もし、相互努力をし、いろいろ市民に対する訴えもし、意見も聞き、そこまでいったとなると、最後のそこ

は、これは明らかに地方自治体の自治権という問題とからんでまいります。そのときに、なおかつそれでもいいけないということを言ひ切れるかという問題です。

○藤枝国務大臣 なるほどそういう関係におきましては、それは長の判断というもので、あるいは議会の判断というものが入ることと思ひます。しかし、一面において、そうした場合に再建計画の變更という問題があります。その再建計画の變更を認めるかどうかということは、また別に私どもが判断しなければならぬ問題だと思ひます。

○大出委員 だから、そういうことはあり得るということになる。ただ、そこで問題は、一つは再建計画の變更を認めるか認めないかという問題が残る。しかし、そこに問題がある、私に言わせる。したがつて、これは官選知事、官選市長ではないのですから、これは新しい憲法の八章にいうとおり、三章を受けておるのですから。そうすると、そういう成り立ちを、いろいろな努力の集積として、結果としてそうならざるを得ないとなれば、その場合には——だからこそあの企業法改正のときに論議をされたので、私も地方行政委員会に行つて三日御質問申し上げたのですから。東京都は高い高いというから、私は高くないというところを全部立証したつもりなんです、皆さん反論

がなかったのですから。地下鉄のことについても触れております。いまは多少補助金形態が変わつてきておりますけれども、ずいぶんいいかげんな補助金を出したものだと思つてゐるのだけれども、実体法がないところに補助金を出してゐるのですから。そこまで私は思ふのです。しかし、そう詰まつていくとすれば、そのことをしも認めない、一般会計から入れるということ認めないことになつてしまふとすると、これはいささか締めつけのし過ぎであり、自治権との関係というものをもう一ぺん考え直さなければいけぬのじやないかと思ひます。そのところは、いま大臣がおつしやつた判断の問題がもう一つある。確かに私はそうだと思う。その判断を、どういふ根拠で判断をされるか、これが一つの最後の問題だと思ふのです。ここまで質問していかどうか私にはわからぬけれども、あえて聞いてみようという氣になつたわけですから、ひとつお答えいただきたい。ケースバイケースとおっしゃるなら、それでもよろしい。

○藤枝国務大臣 御承知のように、財政再建団体の長は財政再建計画に従つて予算を調整しなければならぬ、それから再建企業の管理者は、その計画に従つて再建企業の業務を執行しなければならぬというところでございまして、昨年の暮れにこの再建計画の認可を受け、そういう場合において、その際にはベースアップはいたしません、一般会計からの繰り入れはこの程度です、何年でやりますというのをやつたわけでございます。それをいろいろ努力をされたが、最後の判断としてどうしても一般会計から入れなければならぬというように長としては判断して持つてきたというふうな場合におきまして、はたしてそれが、昨年の暮れにやつたばかりの計画をいま直ちに変更するのが正しいかどうか、それはその長としても、管理者としても、その責任を負つておる、再建計画に従つてやらなければならぬという責任を負つておる長なり管理者として、はたしてそれがいいことかどうか、こういう判断をしなければならぬと思ひます。

○大出委員 これは人間がやることです。計画といふものはあくまでも計画であつて、これは天変地異だつて起るのですから。それでしよう。そうすると、問題はその前に二つあるのです。一つは団体交渉権を制約しないという原則がある。労使関係からいけば、いかなる計画を理事者がお立てになつても、それは労働組合には及ばないのです。労働組合といふものは、雇用契約を結んでおるといふこと、それが労働組合の存在の理由なんです。経営には責任がない、厳密にいへばないでしよう。明確に、法的にいへばない。そこに労使対等の原則がある。だから、民間の場合だつて、赤字経営になつたつて、出すべきときには出さざるを得ない。現にたくさんある。しかし、一年赤字経営を続けたら、企業努力、労働者の努力も相まって、また黒字に転換することもある。先々の計画を立ててやることです。そういう意味では、労使関係は対等ですから、団体交渉の制約にはならない、一方が計画を立てても、それが原則です。この点は、皆さんのほうだつて地方行政委員会のお認めになつてゐる、その団体交渉を制約するものではないということについては、そうすると、一つそれが厳然とある。その上に、さっき私が申し上げました市民サービスの低下ということに——これは限度がありましよう。ありましようけれども、一つの限度においては、それ以上の市民サービスの低下はなし得ない。ところでこの計画変更を求めた、理由があつて求めるわけですが、求めた場合に、皆さんのほうとの問題が出てまいります。改正法に基づいて、大臣の認可、再建計画といふものを認めるかどうかという問題があります。ありますが、しかし、そこに自治体の長といふものは、選挙によつてきめられていく。助役にしても、首長はそういう形で選んでいくわけですから、そういういたしますと、そこに自治権といふものと皆さんの立場との競合するものが出てくる。その前提になるものは、自治体の長は団交権といふものがある、市民

サービスの低下、市民の日常生活を守るといふ関係がある。そういう関係において、いまのお話で言わんとするところは大体わかりますけれども、いまのお話は、昨年きめたものをいま直ちにそういうことをすることがいいかどうかという問題もある。それも理由によりましよう。あるいはやつてきた努力の結果にもよりましよう。したがつて、そこから先はケースバイケースだということになる。ここまで申し上げておきたいが、いいですか。

○藤枝国務大臣 出されてくるいろいろな計画そのものを現実にとらえてみなければ、何とも申し上げられませんが。そういう意味でケースバイケースだとおとりになることは、それこそ非常識ではないと思ひます。

○岡谷委員長 午前はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

地方公務員の実態といふものは、せつかく地方公務員法というりつぱな法律がありながらも——まずその地方公務員法の目的から、職員試験、格づけ承認というふうなもの、給与に關係する具体的な問題、なかなかいい文章が書いてあるのです。にもかかわらず、その運用面においてはとんでもない大欠陥を自治省は起こしてゐるというこの現実を、もう一度ひとつ問題点として掘り下げて私がお尋ねをします。冒頭申し上げた、国家公務員八十万人に対して人事局が設置されてゐる、二百三十万人の地方公務員に対処するお役所として、公務員課といふものよりは公務員部といふものがないという今回の改正点でございまして、進んで、いい意味で自治省が中央集権化をはからないという前提に立つて、地方自治体の助言とそれに対するいろいろな大所高所からの強化、育成に貢献するといふ意味であるならば、逆に私は公務員局のようなものができていいじやないかと思ふ。私の見解に対して大臣の御見解を承りたい。

○藤枝国務大臣 確かに新しい地方公務員法ができました。これに対して三千余の地方公共団体の中にはまだまだ十分にこれに習熟してゐない部分があつて、いろいろな地方公務員の労使關係に問題を起してゐることは、御指摘のとおりだと思ひます。したがつて、そういうことを正しく助言し、協力していくために相当のスタッフの必要なことは、当然だと思ひます。いま公務員部より公務員局を正しい意味においてつくつたほうがいいではないか、私どももさうな見地にも立つてもございまして。ただ御承知のように、総理府の人事局は、従来人事院の権限にありましたが、その相当部分を人事局に持つていったといふきさつもございまして。そういうような点もあわせ考えまして、公務員部の設置ということに踏み切つた次第でございまして。

午後一時十九分開議

○岡谷委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。自治省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、引き続き質疑を許します。受田新吉君。

○受田委員 昨日私お尋ねをした自治省の行政局に公務員部新設に関する具体的な問題点に引き続いて、新しい問題点を指摘してお尋ねを続行します。

国家公務員八十万人の人的勢力に対して、総理府には人事局という局が一つあります。地方公務員は、共済組合法などの適用を受けるものを総計した数字が出ておると思うのですが、自治省自身が二百三十万と指摘しておられる。国家公務員には公務員局すなわち人事局がある。にもかかわらず、二百三十万の地方公務員をかかえた自治省には、公務員局という一局すらもないわけなんです。公務員課といふささやかなものが二百三十万の問題をひっかかえておるといふ現象を私自身から見ると、これは逆にバランスがとれていないと思ふ。私は、厳密な意味から言うならば、現在の

○受田委員 公務員局という機構は、これは国家公務員に對照する意味では自治省に必要な存在として容認さるべきものではないかと思ふのです。これは逆に大出さんの御質問と變つた意味で、

私はいまあなたに伺っておるわけです。大体自治省がスタートするとき、いろいろなところからいろいろな意見が出たのを私もよく覚えております。自治省というのは、これは要らぬ役所である。何らその権限を持たぬ助言機関であつて、地方公共団体のいろいろな中央への要望の窓口、受付所みたいなものであるという批判も、たくさん出ておつた。御記憶のとおりです。自治省というものは職権、自治省の持つてゐる権能というものは、なほだ脆弱である。脆弱であるからこそ、地方公務員法がスタートしてから十七年間、あなたのほうから出していただいたこの資料を拝見いたしました。依然として一万七千円という給与水準を持つてゐる小さな町村もある。大きいところの二分の一、三分の一とちよつぱりだという程度の、とんでもない給与をもらつてゐる町村もある。これは一応の単純調査によるところの答えではありますけれども、それからばかに処遇のいい数字が出てゐるところもある。大きい待遇をしてゐるところと小さい待遇をしてゐるところとは、小さいほうが大きいほうの半分になつておるといふようなこの一覧表を見ただけでも、国民もふしぎに思うし、国会議員もふしぎに思う。こんなアンバランスをつくつておるのは、どこに原因があるのか。

て、単独設置、共同設置、それから人事委員会に委託をしてゐる、三つの型がございまして、関係市町村数で申し上げますと、単独設置をしておりますところの市町村数は、千五百三十九でござい。それから共同設置をしておりまして市町村数でございまして、これは六百六十七でござい。それから県の人事委員会に委託をしておりまして町村は、数といひましては千二百六でござい。●受田委員 いまのような共同とか委託というところは、単独の能力がないわけなんです。それは地方における人事管理部門の機関というものは脆弱である。だからこそ、いまのようなところでもない公務員制度や給与をつくつてゐる貧弱な町村が、潮のごとく続いておるわけです。(潮でもないよと呼ぶ者あり)潮ですよ。いまの数字を見てもらひなさい。単独でやつてゐる分と単独でやつてゐないところを比べてみると、単独でやつてゐないところは千五百しかない。やつてない共同が六百、千二百六という委託などは、さじを投げている。(千五百と千二百六と呼ぶ者あり)●關谷委員長 委員同士での質疑応答はやめてください。●受田委員 千五百と千九百、単独でやうやらぬほうが千九百だから、潮のごとく押しかけておる。こういう状態は、自治省としてはくたびれておると思うのです。そういうところの首長というのは、全く徒弟制度のようなやつで、旧時代的な、村長や町長も、人事管理という問題を知つてゐない。給与法というものも勉強しない。そこにおる役場の人も、だれも知る者がおらぬ。何にも知らぬやつがどんだんやるから、ばかに定員をふやして、相当大きな町でさえもばかげた定員をふやして、あとから来たほうが先に位が上がつてゐる。うような、とんでもない人事管理をやつてゐる。これは自治省が調べたら、おわかりのとおりです。あとから採用して当然職階の格づけは低いところにあるべき者が、上へ上がつておるというような現象も起こつておる。定員をあまりよいけ採り過ぎる、次の市長あるいは町長は、その定員を削減するのたいへんな問題を起しておる。これは公務員課長御存じのとおりです。それは地方公共団体の中には、ものわからぬ連中がずらつといる。私がこれを言うのはいへん失礼だけれども、大体地方公務員法の国家公務員法に対応するりつぱな文章によつて掲げられた人事管理機関その他のあらゆる人事管理制度というのについておの心得の全然ないのが、しかも府県に委託しておるの千二百もあるなどというのを見たときには、これはさじを投げておるのです。これは委託させないで、単独でこの人事委員会、公平委員会を設置する能力を持つように、自治省は十分指導すべきであつたと思うのです。この法律ができてから十七年、自治省が発足して長期にわたつた現時点において、なぜいつまでもこういうものを放置しておつたか。国家公務員が八十万に對して人事局を設けておる。二百三十万に對するのには、公務員課長という優秀な課長がおるにされども、このところ非常に大きな問題がひそんでおると私は思ふのです。これは、根本的に町村のでたらめな人事管理機構というものを改めなければならぬ。制度の上において、運用の点において、根本的なメスを入れてやらなければいかぬと思ふのです。私の発言に間違いがあるかないか、お答え願ひたいと思ひます。

●藤枝國務大臣 決して間違ひではないわけでございます。そういう意味もございまして、今回公務員部の設置をお願いしておりますのも、この改正地方公務員法の趣旨によつて、そして近代的人事管理が行なわれるように、その助言と援助をするためにも、この公務員部を設置しようとするわけでございます。なるほど公平委員会等が設置されてない町村が非常に多いことは、いま申し上げたとおりでございます。もちろん地方のいろいろな実情がありまして、あるいは財政面から、あるいはその規模が非常に小さくて、むしろ県の人事委員会に委託したほうが、よりよく労務管理ができるというようなところもあつたかと思ひます。しかし、いづれにしましても、都道府県はもちろんのこと、市町村の人事管理を近代化的なものにして、そして真に地方公務員法が求めておるような人事管理ができますように、今後指導してまいりたいと思ひます。

●受田委員 自治大学校という自治省の機関が一つあるわけですが、これは大学校という名称を付することに私は異議があるわけですが、研修所であるのじやないかという。名前だけりつぱなものが出ておるが、ここでは一体どうした末端的な地方公共団体の人事管理面の頭脳を持つ人材を研修せしめるという、そういうかつこのものではないのかどうか。●宮澤(弘)政府委員 自治大学にはいろいろなコースがあるわけですが、この科目の中には、ただいま受田委員がおっしゃいますように、人事管理という科目もございまして、県、市町村それぞれの職場に應じまして、人事管理についての講座を設けて研修をいたしておるわけでございます。●受田委員 そういふところで研修した人は、地方へ帰つて、いまのような千九百という単独に人事委員会もしくは公平委員会をつくつてゐないような市町村に對して指導を加へ、人材を養成するという努力を払つてゐないのかどうか。なぜ府県の人事委員会に、この大量の単独で委員会をよう設置しない町村がその事務を委託しておるかというこの現象、それをすみやかに独立するような指導を加へていけば、すでに十七年もたつた、もう成人に達しようという地方公務員法に効果はきつとあらわれねばならぬと思ふのでありますが、そういう努力はしておられるのでありましようか。自治大学などでそういう人事管理コースを研修した人が帰つて、そういう未設置の市町村に對して、人口十五万以下というのが一番多いことになるのだが、そういうところに対して、なぜ指導を加へ、助言を行なつてゐないのかどうか。

いますか。

○長野政府委員 人事委員会、公平委員会、特に公平委員会につきまして、市町村が共同設置をしたり、委託をしておる。これはおっしゃいますとおり、いろいろな事情があるわけでございますが、一つは、公平事務そのものについての専門的な知識、経験を持つておる職員が、その市町村に適任者として見出しがたい、あるいは求めがたいというようなことでございまして、それよりはこれを共同でつくって、そういう適任者を求める、あるいはまた府県に委託をいたしまして、そのほうがむしろ公平事務、職員のための公平な審査ができるという観点から、委託をしたり、共同設置をしておるわけでございます。そういう意味では、確かに御指摘のとおり、そういう近代的な人事管理についての十分な知識なり理解を持つておる者がいないというところに、一つの大きな原因があるということにはなると思っています。そのとおりでございます。したがって、そういう意味でもいま一番の問題は、市町村の職員なりそういう当局の中に、公務員制度について、近代的な人事管理行政についての知識と経験を持った者を養成していくことが、一番急務だとされておるところでございます。自治大学校でも、研修の中にそういうコースを入れております。公平委員というものを置くだけでは、公平事務がその機能をよく発揮するわけにはいかないわけでありまして、むしろそういう意味での深い知識や経験を持った専門家を必要とするわけでございまして、で、そういうものを充実することによって、公平委員会とか人事委員会の機能が十分に充実できるような方向に持っていかなければならぬのじゃないだろうか。迂路のようだけれども、そういうことによって充実するよりほかはないというふうに考えております。

○受田委員 これは人事局長が終始念頭に置いておられる問題ですが、民間企業でも、人事管理面を担当する重役は最右翼です。だから、人間によって企業が繁栄するわけなんです。官庁も、人

間によってりっぱな行政事務が行なわれるわけなんです。私、自慢をするわけではないが、民社党の総務局長時代に、民社党の本部職員の身分及び給与関係を基本的に確立を申し上げました。その待遇は相当高い基準で、国家公務員の上級職甲を合格したものを基準の待遇に切りかえた。当時貧弱なる党の実力をもってはその経理面を担当処理をするのに容易でない段階で、あえてそれを断行した。ところが、民社党は、職員の異常な職務精励によって党は著しく成長した。これはもう明らかに人事管理面の成果が党勢拡張の上に好影響を与えたという一面を見のがすわけにはいかぬと、私は思う。これはつまりその意味ではないのです。

地方公共団体が繁栄するかどうかは、人事管理がよくできているかいないかということによって大きく影響されると思う。だらけた町村、希望なき町村には、そういう人事管理面の機構、制度、運用の面にはほんとうの大きな欠陥がある。そういう町村は繁栄しません。これはたいへん大事なことです。自治省の一番大きな仕事なんです。その一番大きな仕事をいま怠つておる。これが大出委員の指摘されたような、公務員部をつくることによって逆に中央集権化するということになっていけば、これは私は断じて許されません。大出委員の疑念としておることをきくに払って、私の申し上げた公務員部をつくることによって、より地方公共団体に人的構成における、人事管理面における偉大な好影響があらわれて、地方自治体の降々たる発展を見ることが出来るなら、公務員部をつくることはたいへん意義があると思うのです。これは制度面、運用面における大きなかぎを、確かに今度のこの法改正は握つておると思うのです。同感ですね、大臣。私は、その意味でこの機会に、なぜ長期に自治省はこういうことをなまけておったか。そしてとんでもない、何ら人事問題も給与問題も関心を持たない、つい自分の思いつきの人間を採用して、それをして自分の勢力拡張の具に供したというような徒党制度といいますが、そういうかっこうで町村の末端は動いて

きたという事例は枚挙にいとまがないというこの現実、旧時代的——大臣がきのうはしなくもそのおっしゃったのです。旧時代的な人事管理をしてる町村のあったことを私は否定できないという御発言があったのでありますが、事実そのとおり現象が起つておるというところ。文明国家として、独立国家となつて二十年、われわれとしては、ほんとうに残念な現象をいま拝見しているわけですから、これをどう直していくかという具体的な構想を伺わないと、私もなかなか安心できない。末端の人事機構をどう改めようとするのか。単独で人事委員会、公平委員会を設置し、また町長以下の人事機構、人事管理面を十分承知した職員が、その町村役場に三人や四人はおらぬと、仕事はできません。何もわからぬ者がばかりおつて何が出来るかということ。もつともです。これは、それに対する具体策をひとつ聞きたい。

○藤枝國務大臣 一つは、長たる者、市町村長等

が、この人事管理の重要性について十分自覚を持つようにしむけていくことが一つだと思ひます。それから一番好ましい形は、公平委員会等のそうしたものが、各市町村に設置されることは好ましいと思ひます。しかし、現実におきましては、なかなかその町村の規模、あるいは財政状態、さらに職員の問題等でむづかしい面があらうかと思ひますが、それは現在やっております自治大学校等のこうした人事管理に関するコースの講習を受ける者をできるだけふやまして、そういう人事管理に習熟した職員を養成していくということだと思ひます。それと同時に、私も自治省にいたしましては、やはりそういう人事管理に当たる者、あるいはその補佐をする者等について、十分地方公務員法の要求する人事管理について習熟をさせるような助言と援助をしていくということであらうかと思ひます。

○受田委員 人事交流面での問題に關連する事項があるわけですが、自治省は地方公共団体、特に都道府県に自治省のお役人を派遣をしておる。課長とか部長とかに派遣しておる。逆に、地方公共

団体から自治省に本省職員としてこの一年間にどのくらいの人を採用したか、具体的に例示していただきたい。

○宮澤(弘)政府委員 本年度、自治省にいたしまして府県の職員を採用いたしましたのは、十四、五名でございます。なお、そのほかに、受田委員御承知かと思いますが、府県から自治省に研修という制度がございます。おのおの専門の部課に、各府県の専門の職員が一年ないし二年研修をいたします、こういう制度があります。

○受田委員 本省から都道府県職員に転任せしめた数は、この一年間にどれだけあるか。

○宮澤(弘)政府委員 これは受田委員御承知のように、府県へ参りましたり、また帰つてまいりましたり、非常に出入りが多いわけでございますが、新しい職員として採用いたしました、それで府県に配置をいたしました職員が、やはり十五、六名おります。

○受田委員 その本省から地方へ派遣する職員と、それから地方から本省へ採用する職員、それが相當量に公平に行なわれるということであれば、これは地方と自治省をつなぐのたいへん便利がいいと思う。そしてそういうところで、いまの人事管理面を担当する職員も、十分勉強できる機会を与える、短期間の研修制度というものが、けっこうなことだと思ひます。これが地方へ派遣された者が、その地方においてさらに町村を指導する、こういうふうにして、自治省と地方公共団体とが全く表裏一体となつて人事管理面の運用の妙を得る、制度の妙を得る、こういうかっこうに進み得るならば、この部をつくつて、その部がよりそういうところへ貢献できる一つの橋頭堡にもなると思う。ただ私が懸念しておるの、地方へ派遣される本省の職員は、その地方において天下り人事の印象を受けて、たとえば山口県において、私はいたいへん優秀な人と思ひます。けれども、その人が山口県に総務部長として派遣された。当時、その職員組合が猛烈に反対をしたという事

件があるわけですが、自治省は地方公共団体、特に都道府県に自治省のお役人を派遣をしておる。課長とか部長とかに派遣しておる。逆に、地方公共

例がある。そこは原因かということですが、もつとすなおに人事交流ができるようなかつこうにしてあげば、こういう問題は起らない。すなおな労使慣行ができて、そこから人事が裏づけされるというところであるならば、双方をあげて本省からつばな職員が来ることを歓迎するはずなんです。地方公共団体の職員を本省へ採用するのに、府県に限らず、市町村からもこれは採用すべきだ。本省に採用した十四、五名のうち、市町村から来た人は何名おるか。

○宮澤(弘)政府委員 先ほど申しました、この一年に採用いたしました中には、市町村は入っておりません。

○受田委員 それは自治省としては、府県だけが中心でなくして、地方公共団体の全分野にわたって人事交流というものをやるべきだ。そういうところからいまの給与の不均衡というようなものも自然にわかってきて、おれの市は、おれの町村は、こういう大きな欠陥があるのではないかと、あるポイントに、制度的に、運用的にりっぱなモデルができるならば、その周辺は右へならえをします。府県だけから人材を吸収するのでなくして、市町村からも大いに交流人事を行なうという形のもを大臣おとりになるべきでないか、大臣から……。

○藤枝国務大臣 もちろん市町村の職員でも、十分優秀でわれわれが採用するに足る人は、探ってもいいと思います。またこれは別に天下りではございませんで、市町村なり府県なり、その任命権者のほうから御希望があって、適当な人物を派遣しておるわけですが、そういう点については、十分、人事交流とおっしゃいましたが、その意味も含めて考えてよろしいことだと考えております。

○受田委員 総理府人事局長さん、私がいま指摘した中央官庁間の人事交流、また地方公共団体と国家公務員との人事交流、これに対して思い切った人事交流を行なって、その間における気分を新たに、職員間に希望をわかせるという形のもの

のを総体的にあなたのほうで考えていかなければならぬと思う。いかがでしょう。

○増子政府委員 各省間の人事交流、あるいは中央地方の交流ということ、一般的には先生御指摘のように好ましいことかと存じます。ただし、現在の制度下におきましては、それぞれの任命権者の合意といえますか、その発意がないと、これは実行できないわけでございします。すなわちどこか一方所もつてきめれば一方的に命令として行なわれるというふうなことでございしませんために、当事者間でいろいろと協議をする、両方で話がつくと、たまたまに初めてこの配置転換といいますが、相互の人事交流ということが実現するわけ

でございします。そういう意味で関係者の同意を得るということが、これは要件になるわけだ。ございします。そういう意味で、従来ももちろん可能な限りは各省間の交流、あるいは地方との交流、特にこれは自治省と中央政府との交流は、いまお話しございましたように、自治省が大体中心であると思ひますけれども、その他の省の職員との関連ももちろんあるわけでございします。そういうものは、それぞれの当事者からの要望なり要請があつて行なわれておるといふのが現状でございしますが、それ以上にさらに積極的に推進するということについては、現在ではいろいろまだむずかしい問題があるのじやなかろうかというふうに考えております。

○受田委員 大臣、いま人事局長から任命権者からの要請という御発言があつたわけですが、しかし、これはむしろ地方公務員と国家公務員との交流人事は、自治大臣が、また各省庁間の人事交流は人事局長が、十分あつせんのかとらねなければいかぬ。そしてあなたの方二人がよく相談されて——あなたの方二人といつては大臣不満かもしれませんが、総務長官とよく話されて、そして地方公務員と自治省だけでなくして、地方公務員と今度各省の間での人事交流、こういう形のものをつやつやといただくならば、職員間に清新な気分をたぎらしますよ。各省庁間のセクト主義という

ものは、なかなかこういうものを断行できないものがある。やはり首脳部における、人事権を握っている大事なポストにある方が、特に自治省と総理府との間において十分連絡調整をはかつて、積極的にこの人事交流と取組んでほしい。大臣、国務大臣としての御答弁をいただきたい。

○藤枝国務大臣 受田さん、現在でも御承知のように建設省だとか厚生省など、府県に對しまして職員を派遣、ということとは悪いのですが、任命権者が任命するわけですが、派遣したような形がずいぶん行なわれておるわけでございします。ただ、それをたとえば自治省で一手に引き受けて、各省の職員と地方団体の職員との交流のあつてをすることをいまは至っておらないわけだ。ございします。これは両方考え方があつたわけだ。いまして、地方自治の実態を握っている自治省がむしろあつせんしたほうがいいではないかという受田さんの御議論、拝聴するに値するものでありまして、今後なお、国家公務員の人事担当をいたしてあります総理府とも、十分な連絡をとりながら考えてまいりたいと思ひます。

○受田委員 再建団体の地方公共団体の数は、現在だけだけあるか、おしを願ひたい。地方財政再建促進特別措置法の対象になつてゐる地方公共団体です。

○宮澤(弘)政府委員 四十一年度末の数字であります。府県はございせん、市町村でございまして、百ございします。

○受田委員 非常に指導よろしきを得て、再建の促進がされておるといふことになり、ます。百まで減つてきた。その残された市町村で、いまの国家公務員の給与と比較して水準の高いところがあるかないか、おしを願ひたい。

○宮澤(弘)政府委員 ただいま手元に資料を用意してございせんが、御承知のように、再建団体でございしますと、再建計画にのつて再建をいたすわけでございします。その際には、やはり給与費というものが一つの重要な要素でございします。私のいま推定でございしますけれども、そういう団

体で国家公務員以上の給与水準にあるところは、おそろくないというふうな思つております。

○受田委員 従来でも、都道府県が再建団体であつた当時、都道府県独自の見解によつて給与水準を高めて、その再建の意欲をわかせたという事例があつたとは私は思ふのです。しかし、この給与で足を縛つて再建をはからせうとしたら、なかなかいふものではないのです。やはり再建の意欲というものは、給与は多少国家公務員の水準よりも高くても、人事管理面、制度面、運用面における努力を払うことで再建は可能であるという前提で、自治省は指導しなければいかぬと思ふのです。おまえたちの公共団体はもう赤字をかかえて困つておるのだから、給与も国家公務員よりも下でがまんせよという考え方でやるよりか、別な方法が必ずあると私は思ふ。残された百を大いに意気込みを与えるための措置として、給与で足を縛つて、条側面でも事実上自治省が干渉するようなかつこうのものでない方法をとるべきではないかと思ふ。再建団体絶無を期する方策として、大臣、私に對する意見としてどうですか。

○藤枝国務大臣 給与水準の問題と、それからその団体の支出全体の中に占める給与が幾らあるかという問題が、出てくると思ふのでございします。やはり再建団体である以上、給与総額が支出の総額に占める割合が非常に高く、硬直的な収支になるというところは、必ずしも好ましくはない。しかし、受田さんのおっしゃる通りに、給与の面で正しい人事管理が行なわれ、給与水準が国家公務員よりやや上回つても、それによつて職員が意欲を燃やして再建に努力をし、そして赤字を解消していくという作用のあることは、否定できないことだと思ひます。結局給与水準云々よりも、給与費の支出に占める割合というふうなものをどう見ていくかということじやないかと思ひます。

○受田委員 時間が迫つておりますから、最後に、十名増員する公務員部の職員は、その中に地方公務員出身者を予定しているかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○宮澤弘政府委員 受田委員御承知のように、私どもの役所は、大学を出まして、それから国家公務員試験を通りまして採用になりました者、それから、府県なり市町村の職員でありました者で、試験選考によりまして自治省の職員になりました者、両方いるわけでございます。したがって、その十人の中身は、この両方の者、ただいまの御質問でございますれば、当然府県なり市町村の経験を持った者も入っているわけでございます。

○受田委員 いま一つ、これは総務長官あるいは堀副長官からお答え願いたいと思っておたのですが、人事局長で御答弁できることだと思いますが、大出委員から先般来賓問されたいわゆる公制審、公務員制度審議会の機能が麻痺している問題で、これは公務員制度審議会の委員の任期はことしの十月までであると私は考えておるが、そのとおりですか。

○増子政府委員 十月の初めまででございます。

○受田委員 そうしますと、この公制審の機能を回復するためには、急いでやらなければならぬ。それから、昨年六月十三日、ちょうど一年になる。一年になってたな上げ部分の審議会における結論が出るならば、さらに政府は考えるという約束がしてある。その意味からも、この公制審の機能をすみやかに回復して、そして十月の任期までには一応の答えが出るような努力を、私はひとつ期限的に希望を付しておきたいと思うのです。この月中にでもこのめどをつけるという努力目標をお持ちにならないと、私は間に合わないと思う。また、総評から出た委員の諸君でも、いつでも話を承る用意があると言っておる。そこまで前進しておる段階で、会長の問題などは次の問題だという意味。私から言うならば、前田会長が辞任しておられるが、辞表は人事局長の引き出しの中にあるというお話でございましたが、これは堂々と公務員制度審議会を再開して、そこで前田会長から正式に辞意を表明させるという本筋に戻して後、この辞表の扱いをすべきだ。こそこそと辞表を出してから

逃げておられるという行き方は、これは天下の公器を大いに冒瀆するものであると私は思う。きちんと審議会を再開して、そこで堂々と辞表を提出し、委員会の機能を回復して、新しく会長を選任するという手続をとるべきだと思いが、いかがですか。

○増子政府委員 審議会の再開につきましては、この席でもいろいろ総務長官から申し上げておりますように、できるだけその運びに持っていきたいということ而努力をいたしておるわけでございます。任期の問題ももちろん頭に入れてまして、先生からいま御指摘のあったような点を十分勘案しながら、実は努力をいたしておるつもりでございます。

それから、会長の辞表の取り扱い等につきましては、ただいま御意見を承ったわけでございますけれども、確かにそういう考え方ももちろんあるわけでございます。そういう問題の取り扱いについても、再開問題がきまりますれば、いずれはつきりした形をとるのではないかとこのように考えております。

○受田委員 今月末をめどにしてこの審議会の機能回復をはかっていきたいという私のいまの要望を、一応それをめどにしておるという意味に了解してよろしゅうございますか。

○増子政府委員 任期がありますことですので、それまでには何とか再開に持っていきたいという意味でございます。具体的に今月末というふうにはつきり申し上げることは、ちょっとできかねるかと思ひます。

○受田委員 任期切れの間ぎわになつて審議会を開いていくというようないき方は、これはもうとるべきことではないと思う。少なくとも今月末くらいをめどにしておかないと、この審議会を任期いっぱいに関く可能性が出てこないと思ひます。そして労働者側の委員も、いつでも御相談に應ずるといふ待機の姿勢におる。どこに壁があるのですかね。すなおにみんな待機しておるのだから、すなおに審議会を再開すればいいじゃないですか。

か。いかがでしょう。

○増子政府委員 お話では、労働側の代表がいつでも話に應ずるということでございますけれども、私も、必ずしもいつでも話に應ずるといふふうに伺っていないわけでございます。いろいろな考え方、意見があるということを承知いたしております。

○受田委員 総理府としては、委員に御相談をされておるのですか。具体的に相談をされておるかどうか。

○増子政府委員 これはいろいろな機会をつかまえて、その所属団体あるいはその委員の方とはお会いしまして、意見の交換をいたしております。

○受田委員 これだけにしておきます。これで終わります。

○岡谷委員長 次会は、来たる二十日午前十時から理事会、十時十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時六分散会